

# 入札心得（郵便入札・電子入札用）

## 工事・コンサル等

令和5年4月

桜井市が発注する一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）その他法令に定めるもののほか、別に定める要領等及びこの心得の定めるところによるものとする。

この心得に定められた取扱いであっても、一般競争入札の公告又は指名競争入札の入札通知書（又は指名通知書。以下同じ。）等（以下「入札通知書等」という。）に指示がある場合は入札通知書等の指示する取扱いによる。

1. 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、設計図書、入札通知書等、入札公告、入札説明書を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾の上、入札に参加しなければならない。
2. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
3. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
4. 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
5. 入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札書を提出した場合であっても開札を開始するまでは辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
6. 入札金額は、アラビア数字で記入すること。また、建設工事の入札などで入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めている場合においても、内訳書の金額はアラビア数字で記入すること。
7. 入札書または内訳書の年月日は、開札日を記入すること。住所・業者名・氏名等は入札参加資格審査申請をされたとおりに記入し、届け出た使用印鑑（代理人の場合は代理人の印鑑）を押印すること。ただし、電子入札による入札の場合は、押印を必要としない。
8. 郵便入札において、入札書は1件ごとに別の用紙とし、入札は1件につき1入札参加者1通とすること。
9. すでに提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しは認めない。
10. 次の各号に該当する郵便入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札書、入札用封筒又は内訳書その他必要書類（以下「入札書等」という。）に記名押印及び必要な要件を欠く入札
- (2) 入札書等が鉛筆、シャープペンシル又は消せるボールペンなど容易に消せる筆記具によって記入された入札
- (3) 入札書等の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札金額の訂正した入札、若しくは判読しがたいと認められる入札
- (5) 同一の入札について同一入札者がなした2以上の入札
- (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず又はその金額に不足がある入札
- (7) 指定された郵便方法で郵送されていない入札
- (8) 入札書到着期限日を過ぎて到着した入札
- (9) 内訳書の提出を求めている場合における次の入札
  - ・内訳書が同封されていない入札
  - ・入札書の入札金額と内訳書の合計金額とが合致していない入札
  - ・内訳書の金額の計算が整合していない入札
  - ・内訳書の文字の誤脱等がある入札
  - ・その他不備がある内訳書を添付した入札
- (10) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (11) 虚偽の申請をした者の行った入札
- (12) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (13) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (14) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札

1 1. 次の各号に該当する電子入札は、無効又は失格とする。

- (1) 電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用して行った入札
- (2) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方の入札を行ったときの入札
- (3) 市長の承認のない紙入札
- (4) 内訳書の提出を求めている場合における次の入札
  - ・内訳書が添付されていない入札
  - ・入札書の入札金額と内訳書の合計金額とが合致していない入札
  - ・内訳書の金額の計算が整合していない入札
  - ・内訳書の文字の誤脱等がある入札
  - ・その他不備がある内訳書を添付した入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札

1 2. 開札は、次の各号に掲げるとおり執行するものとする。

- (1) 郵便入札の場合　開札立会人（開札立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員。以下同じ）の立会いの下、入札担当職員（入札執行者含む。以下同じ。）により執行する。
- (2) 電子入札の場合　入札担当職員のみにより執行する。ただし、紙入札を行おうとする者がいる場合については、開札立会人の立会いの下、執行する。
- (3) 入札会場へは、前2号に掲げる者以外の者は入場できないものとする。

1 3. 入札会場においては、静粛にしなければならない。

14. 開札立会人は、入札会場においては、入札担当職員の指示に従わなければならない。入札担当職員は、開札立会人が指示に従わないおそれがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をするおそれがあると認められるとき又はこれらの行為をしたときは、当該開札立会人に対し、入札会場への入場の拒否又は入札会場からの退場を命じることができる。

入札会場では、携帯電話の使用を禁止する。携帯電話を持ち込む場合は電源を切るかマナーモードに設定すること。

15. 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあっては最高。以下同じ。）の価格で入札をした者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とすることがある。

最低制限価格が設定されている場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。ただし、事後審査型条件付き一般競争入札及び総合評価方式の場合は、別に定めるそれぞれの要領等により決定する。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるとき、郵便入札の場合は開札立会人によりくじを引かせて決定し、電子入札の場合は電子くじにより決定する。

16. 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札をした者がいないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札をした者がいないとき）は、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、1回（初回を入れて計2回）とする。ただし、事前に回数を指定する場合は、この限りでない。また、予定価格等を入札前に公表する入札は、再度の入札を行わない。

初回の入札に参加しなかった者及び当該入札が無効となった者は再度の入札には参加することはできない。

17. 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。ただし、単価契約で小数点以下の金額をもつて落札価格とする場合を除く。）であるので、入札書に記載する金額は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額とすること。ただし、入札通知書等で別に定めた場合は、この限りでない。

18. 落札者が契約を締結するまでの間に、桜井市から入札参加者の資格制限又は入札参加停止措置を受けた場合は、契約をしない場合がある。

19. 入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規程によって即時に対処できない等の状況がある場合、又は著しく低価格の応札がなされた場合は、落札決定を保留することがある。

20. 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理

由があるときは、入札執行を中止、入札期日を延期、又は紙入札への移行とすることがある。この場合における入札執行の中止又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

また、暴力団関係該当の有無を照会するため、役員等情報を所轄警察署に提供することについて同意します。

### 記

1. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
5. この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約に当たって、その相手方が1から4のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。